

第二節 証明の請求

何人も、特許庁長官に対して、特許に関する証明の請求をすることができます。

また、ファイルに記録された事項（オンラインシステムを使用して行われた手続、磁気ディスクの提出により行われた手続、書面の提出により行われた手続、オンラインシステムを使用して行われた処分等、文書をもって行われた処分等）を対象として証明の請求をすることができます（特186(1)、実55(1)、意63(1)、商72(1)）。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、出願人及びその代理人又は利害関係人を除き、証明の請求をすることはできません（特186(1)ただし書、実55(1)、意63(1)ただし書、商72(1)ただし書、特例法12(3)）。

- ①出願公開又は設定登録されていない出願（商標に関する書類は除く）
- ②無効審判等の書類であって、当事者又は参加人の保有する営業秘密（不正競争防止法第2条第4項に規定するもの）が記載された旨の申し出があったもの
- ③個人の名誉又は生活の平穩を害するおそれのあるもの
- ④公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- ⑤秘密意匠（意匠法第14条第1項による秘密にすることを請求した意匠）に関する書類

（注）最終処分確定後、権利期間及び保存期間を経過して書類（包袋等）が廃棄処分となったものは請求できません。

証明の請求に対し、発行している証明書は以下の三種類です。

- ① 優先権証明書
- ② 本国登録証明書（商標登録）
- ③ 書類の証明書

優先権の証明の請求

- ① 請求の方法

オンラインシステムの使用又は書面の提出により優先権の証明の請求を行います。

- ② 請求の手続

- (i) オンラインシステムを使用して請求を行う場合

「優先権証明請求書」（文例11）に出願の番号、請求人の識別番号、氏名又は名称（法人にあっては請求人の氏名又は名称の後に「【代表者】」の項目を設けて代表者の氏名を記録します）、電話番号、担当者、出願国名を記録します。【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記録します。手数料の表示の欄には、「予納」による場合には「【手数料の表示】」の欄

に【予納台帳番号】及び【納付金額】、「口座振替」による場合には同欄に【振替番号】及び【納付金額】を、「電子現金納付」による場合には【納付番号】を記録して請求します。

(ii) 書面の提出により請求を行う場合

「優先権証明請求書」(文例12)に出願の番号、請求人の識別番号(識別番号が付与されている場合)、住所又は居所(識別番号を記載した場合を除く。)、氏名又は名称を記載し識別ラベルを貼るか又は捺印し(法人にあつては請求人の氏名又は名称の後に「【代表者】」の項目を設けて代表者の氏名を記載します)、電話番号、担当者及び請求の年月日を記載し、出願国名を記載します。【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。手数料については、「予納」により納付する場合には「【手数料の表示】」の欄に「【予納台帳番号】」及び「【納付金額】」を記載します。「特許印紙」による場合には適正な額の特許印紙を貼付し、「現金納付」による場合は「納付済証(特許庁提出用)」を添付して請求します。

③ 代理権を証明する書面

設定登録又は出願公開されていない出願(商標については除く。)について、本人又は当該事件の代理人以外の者が優先権の証明の請求を行うときは、代理権を証明する書面を添付します。

その際、包括委任状を援用して証明をすることはできません(特例規則第6条及び特施規第9条の3)。また、オンラインによる請求において手続補足書による委任状提出も認められません。

なお、他の優先権証明請求書に添付した代理権を証明する書面を援用(同時提出の場合に限ります。)するときには、優先権証明請求書にその旨を記載すると共に写しを添付します。

本国登録証明書(商標)の請求

本国における商標の登録を条件として、商標登録(外国登録商標)を認める制度を採用する国へ提出する証明書の交付を請求するための手続です。

① 請求の方法

オンラインシステムの使用又は書面の提出により請求を行います。

② 請求の手続

(i) オンラインシステムを使用して請求を行う場合

「本国登録証明請求書」(文例13)に商標登録の番号、請求人の識別番号、氏名又は名称(法人にあつては請求人の氏名又は名称の後に「【代表者】」の項目を設けて代表者の氏名を記録します)、電話番号、担当者、出願国名を記録します。【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記録します。手数料の表示の欄については優先権証明請求書と同様に記録して請求し

ます。

また、商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が必要な場合は、「【出願国名】」の欄の次に「【証明に係る他の事項】」の欄を設けて次の要領で記録します（以下、書面による請求も同様です）。

- ・「【証明に係る他の事項】」の欄には、「商標登録の範囲の確認に関する事項に記録した商品名又は役務名が本件指定商品又は役務に含まれることを証明ください。」のように記録し、次に「【商標登録の範囲の確認に関する事項】」の欄を設けて「【商品及び役務の区分】」及び「【商品名及び役務名】」の欄を設け、当該商品及び役務の区分及び商品名又は役務名を記録します。
- ・ 商標登録の範囲に含まれる商品及び役務の証明（包含証明）が2以上のときは、次のように欄を繰り返し設けて記録します。

【商標登録の範囲の確認に関する事項】

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

【商品及び役務の区分】

【商品名又は役務名】

(ii) 書面の提出により請求を行う場合

「本国登録証明請求書」（文例14）に、商標登録の番号、請求人の識別番号（識別番号が付与されている場合）、住所又は居所（識別番号を記載した場合を除く。）、氏名又は名称を記載し識別ラベルを貼るか又は捺印し（法人にあっては請求人の氏名又は名称の後に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記載します）、電話番号、担当者及び請求の年月日を記載し、出願国名を記載します。【交付方法】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。手数料については、優先権証明請求書と同様に記載して請求します。

書類の証明の請求

証明事項については、当事者が特許庁に対してなされた手続であって、受理され、かつ保管されているもの、又は特許庁から発せられた当該事件に係る書類等の認識できるものに限られます。

従って、却下又は返戻とされた書類、取り下げられた事件、廃棄された事件、取り消された処分に基づく事項に関する証明又は法律解釈に係る事項の証明の請求はできません。

平成2年11月30日以前の特許出願及び実用新案登録出願並びに平成11年12月31日以前の意匠登録出願、商標登録出願、拒絶査定不服審判及び他の審判（判定）に関する書類の証明の請求並びに出願公開公報、特許公報、意匠公報、商標公報及び原簿の謄本の請求

① 請求の方法

書面の提出により請求を行います。

② 請求の手続

「証明請求書」(文例15)に証明すべき出願の番号、審判の番号等、請求人の住所又は居所、氏名又は名称を記載し捺印し(法人にあっては請求人の氏名又は名称の後に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載します)、電話番号、担当者及び請求の年月日を記載します。「証明に係る書類名」の欄には、証明に係る「特許願」、「手続補正書」、「名義変更届」等の書類名を記載します。交付方法の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。手数料については、適正な額の特許印紙を貼付するか現金納付による納付済証(特許庁提出用)を添付して請求します。

③ 出願公開公報、特許公報、意匠公報、商標公報、原簿の謄本の請求

「証明請求書」(文例15)に、出願公開公報の請求を行う場合は、「事件の表示」の欄は出願番号を記載し、請求人の住所又は居所、氏名又は名称を記載し捺印して(法人にあっては請求人の氏名又は名称の後に「代表者」の項目を設け代表者の氏名を記載します)、電話番号、担当者及び請求の年月日を記載します。「証明に係る書類名」の欄には、「公開公報(特開○○○○-○○○○○○号)」等の公報名及び公開番号を記載します。「交付方法」の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。手数料については、適正な額の特許印紙を貼付して請求します。

特許公報、意匠公報、商標公報の請求を行う場合は、「事件の表示」の欄は登録番号を記載し、「証明に係る書類名」の欄には、「特許公報(特許第○○○○○○○○号)」等の公報名及び登録番号を記載します。請求人、交付方法及び手数料については、出願公開公報の請求と同様に記載して請求します。原簿の請求を行う場合は、「事件の表示」の欄は登録番号を記載し、「証明に係る書類名」の欄には、「特許原簿」等を記載します。請求人、交付方法及び手数料については、出願公開公報の請求と同様に記載して請求します。

平成2年12月1日以降の特許出願及び実用新案登録出願並びに平成12年1月1日以降の意匠登録出願、商標登録出願及び拒絶査定不服審判に関する書類の証明の請求

① 請求の方法

オンラインシステムの使用又は書面の提出により請求を行います。

② 請求の手続

(i) オンラインシステムを使用して請求を行う場合

「証明請求書」(文例16)に出願の番号、請求人の識別番号、氏名又は名称(法人にあっては請求人の氏名又は名称の後に「【代表者】」の項目を設け代表者の氏名を記録します)、電話番号、担当者を記録します。【証明に係る書類名】の欄には記録されている書類全部の証明を請求するときは「全部」と記録します。また、記録されている

特定の書類の証明を請求するときは「特許願」、「名義変更届」等の書類名を記録します。なお、証明に係る書類名が書類名だけで特定出来ないときは、「平成何年何月何日提出の**手続補正書**」のように記録します。【**交付方法**】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記録します。【**請求部数**】の欄には**証明書**の交付を請求する数を記録します。手数料の表示の欄については**優先権証明請求書**と同様に記録して請求します。

(ii) 書面の提出により請求を行う場合

「**証明請求書**」(文例17)に出願の番号、請求人の識別番号(識別番号が付与されている場合)、住所又は居所(識別番号を記載した場合を除く。)、氏名又は名称を記載し識別ラベルを貼るか又は捺印し(法人にあっては請求人の氏名又は名称の後に「【**代表者**】」の項目を設け代表者の氏名を記載します)、電話番号、担当者及び請求の年月日を記載します。【**証明に係る書類名**】の欄には**書類全部**の証明を請求するときは「全部」と記載します。また、特定の書類の証明を請求するときは「特許願」、「名義変更届」等の書類名を記載します。なお、証明に係る書類名が書類名だけで特定出来ないときは、「平成何年何月何日提出の**手続補正書**」のように記載します。【**交付方法**】の欄は、当該書類の交付を特許庁の窓口で受ける場合は「手交」、郵送で受ける場合は「郵送」と記載します。【**請求部数**】の欄には**証明書**の交付を請求する数を記載します。手数料については**優先権証明請求書**と同様に記載して請求します。

③ 代理権を証明する書面

設定の登録又は出願公開されていない出願(商標については除く。)について、本人又は当該事件の代理人以外の者が証明の請求を行うときは、代理権を証明する書面を添付します。その他の注意事項は、**優先権証明請求書**と同様です。

微生物の分譲に係る資格を有する者の証明

微生物に係る発明について特許を受けようとする者は、国際寄託機関に微生物を寄託した上で特許出願を行うこととなります(特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約)。

上記の微生物について試験又は研究のために分譲を受けようとする者は、日本語で分譲請求書を作成し国際寄託機関に請求します(外国の寄託機関に請求する場合には、原則として英語又はフランス語で分譲請求書を作成して請求します。)

また、①その微生物に係る発明が特許になった場合、②警告を受けた場合、③拒絶理由通知の引例に引かれた場合(特許法施行規則第27条の3)については、分譲請求書に微生物に係る特許出願をした工業所有権庁の長の「資格を有する者である」旨の証明が必要になります。(特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく規則11. 3)

① 請求の方法

書面の提出により「資格を有する者である」旨の証明の請求を行います。

② 請求の手続

「証明願」(文例18)に、請求人、事件の表示、事件との関係、特許出願人(特許権者)、寄託機関、受託番号等を記載し、分譲請求書2通を添付して提出します。

代理人が請求する場合は、「証明願」に代理人の欄を設け、代理権を証明する書面を添付します。

【文例11】

オンラインによる請求の場合

【書類名】 優先権証明請求書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【担当者】

【出願国名】

【証明に係る他の書類名】

【交付方法】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【文例12】

書面により作成する場合

【書類名】 優先権証明請求書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

⑨ 又は

識別ラベル

【電話番号】

【担当者】

【出願国名】

【証明に係る他の書類名】

【交付方法】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

(円)

【文例13】

オンラインによる請求の場合

【書類名】 本国登録証明請求書

（【提出日】 平成 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】 商標登録第 号

【請求人】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【担当者】

【出願国名】

【交付方法】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【文例14】

書面により作成する場合

【書類名】 本国登録証明請求書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】 商標登録第 号

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

⑩ 又は

識別ラベル

【電話番号】

【担当者】

【出願国名】

【交付方法】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

(円)

【文例15】

平成2年11月30日以前の特許出願及び実用新案登録出願、平成11年12月31日以前の意匠登録出願、商標登録出願、拒絶査定不服審判又は他の審判（判定）に関する書類、公報、原簿の証明請求の場合

証 明 請 求 書

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

2. 請 求 人

郵便番号

住所又は居所

(ふりがな)

氏名又は名称

㊞

担当者

電話番号

3. 証明に係る書類名

証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明ください。

4. 交付方法

(円)

【文例16】

オンラインによる請求の場合

【書類名】 証明請求書

【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【氏名又は名称】

【電話番号】

【担当者】

【証明に係る事項】

証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明ください。

【証明に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

【文例17】

書面により平成2年12月1日以降の特許出願及び実用新案登録出願並びに平成12年1月1日以降の意匠登録出願、商標登録出願及び拒絶査定不服審判に関する書類の証明請求を作成する場合

【書類名】 証明請求書

(【提出日】 平成 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

⑩ 又は

識別ラベル

【電話番号】

【担当者】

【証明に係る事項】

証明に係る書類名に記載した事項について相違ないことを証明ください。

【証明に係る書類名】

【交付方法】

【請求部数】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

(円)

【文例18】

証 明 願

特 許
印 紙

(平成 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

請求人

住所 (居所)

氏名 (名称)

㊟

代理人

住所 (居所)

氏名 (名称)

㊟

担当者

電話番号

請求人は、自己の試験又は研究のため下記の特許出願（特許）に係る微生物の試料の分譲を受けたいので、特許法施行規則27条の3の規定により分譲を受ける資格を有することを証明してください。

記

1 事件の表示

2 事件との関係

3 特許出願人（特許権者）

住所（居所）

氏名（名称）

4 寄託機関

5 受託番号

6 交付方法

7 添付書類の目録

(1) 分譲請求書

2 通

(2) (

通)